

平成24年8月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年（行ウ）第9号 政務調査費返還履行請求事件

口頭弁論終結日 平成24年5月18日

判 決

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、別紙主文目録記載の各被告補助参加人に対し、同目録認容額欄記載の各金員及びこれに対する同被告補助参加人に対して請求した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用については、これを4分し、その3を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 補助参加によって生じた費用については、別紙補助参加に伴う費用目録記載のと通りの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、被告補助参加人青木太一郎（以下「補助参加人青木」という。）に対し、7万7130円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人石塚健（以下「補助参加人石塚」という。）に対し、15万円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 3 被告は、被告補助参加人小林林一（以下「補助参加人小林」という。）に対し、76万2935円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 4 被告は、被告補助参加人岩村良一（以下「補助参加人岩村」という。）に



対し、9万8804円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

5 被告は、被告補助参加人澤野修（以下「補助参加人澤野」という。）に対し、24万円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

6 被告は、被告補助参加人桜井甚一（以下「補助参加人桜井」という。）に対し、100万0115円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

7 被告は、被告補助参加人齋藤隆景（以下「補助参加人齋藤」という。）に対し、26万3708円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

8 被告は、被告補助参加人村松二郎（以下「補助参加人村松」という。）に対し、18万円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

9 被告は、被告補助参加人小島隆（以下「補助参加人小島」という。）に対し、33万1801円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

10 被告は、被告補助参加人小川和雄（以下「補助参加人小川」という。）に対し、89万6940円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

11 被告は、被告補助参加人尾身孝昭（以下「補助参加人尾身」という。）に対し、42万0969円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

12 被告は、被告補助参加人中原八一（以下「補助参加人中原」という。）に対し、7万4148円及びこれに対する平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

- 1 3 被告は、被告補助参加人早川吉秀（以下「補助参加人早川」という。）
に対し、34万2420円及びこれに対する平成21年5月27日から支
払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、新潟県の住民で構成される原告が、当時県議会議員であった被告
補助参加人らは交付された政務調査費を用途基準に反して支出したとして、
地方自治法242条の2第1項4号に基づいて、被告に対し、補助参加人ら
に不当利得返還請求をするよう求めた事案である。

- 2 前提事実等（当事者間に争いがない事実及び括弧内記載の証拠等により容易
に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、新潟県内自治体の行財政のあり方を監視し、これを是正する
ことを目的として設立された権利能力なき社団である。

イ 被告は、新潟県（以下「県」という。）の知事であり、被告補助参加
人らは、平成19年度当時、いずれも県の県議会議員であった。

(2) 法令等の定め

ア 平成20年法律第69号による改正前の地方自治法（以下「法」とい
う。）の規定

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の
調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派
又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、この場合において、
当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなくて
はならず（法100条13項）、上記政務調査費の交付を受けた会派又
は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び
支出の報告書を議長に提出する（同条14項）と規定している。

イ 新潟県政務調査費の交付に関する条例



県においては、上記アの規定に基づき、県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、県議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関して必要な事項を定めることを目的として、新潟県政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）が制定されている。条例の主な規定は次のとおりである（甲９）。

(ア) 交付対象及び交付額

政務調査費は県議会の議員の職にある者に対し交付し（条例２条）、議員に対する交付額は月額２６万４０００円である（条例４条１項）。

(イ) 請求及び交付

議長は、政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度４月５日までに知事に通知しなければならない（条例６条１項）、知事は、当該通知を受けたときは、当該通知に係る議員について、政務調査費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない（条例７条）と定められている。

議員は、上記通知を受けた場合においては、毎月１５日までに、議長が別に定める様式により、当該月分の政務調査費を知事に請求するものとされ、請求を受けた知事は、速やかに政務調査費を交付することとされる（条例８条）。

(ウ) 収支報告書の提出

議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を年度終了日の翌日から６０日以内に議長に提出しなければならない（条例１０条１項）。収支報告書には、政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならない（同条４項）とされている。

(エ) 残余金の返還

議員（議員であったものを含む。）は、その年度において交付を受



けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余額に相当する額の政務調査費を返還しなければならないと定められている（条例12条）。

(オ) 政務調査費の使途

議員は、政務調査費を後記使途基準に従い使用しなければならない（条例9条）。

ウ 新潟県政務調査費の交付に関する規程

県議会においては、条例を受けて政務調査費の交付に関し必要な事項を定めた新潟県政務調査費の交付に関する規程（以下「規程」という。）が制定されている。規程の主な規定は次のとおりである（甲10）。

(ア) 政務調査費の使途基準（規程4条及び別表2，以下「本件使途基準」という。）

a 調査研究費

議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費，交通費，宿泊費等）

b 研修費

団体等が開催する研修会，講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費，交通費，宿泊費等）

c 会議費

議員が行う地域住民の県政に関する要望，意見を聴取するための各種会議に要する経費（会場費，機材借上げ費，資料印刷費等）

d 資料作成費

議員が行う議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費，原稿料等）

e 資料購入費

議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）

f 広報費

議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）

g 事務所費

議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）

h 事務費

議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品費、備品費、通信費等）

i 人件費

議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

(イ) 証拠書類等の整理保管

議員（議員であった者を含む。）は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書証を当該政務調査費の収支報告書の提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない（規程6条）。

エ 政務調査費の手引き

なお、県議会の各会派の代表者13名で構成された「新潟県政務調査協議会」は、協議を政務調査費の手引きとしてまとめている。その内容は、本件使途基準の具体的内容（例示）等を記載したものである（甲11）。

(3) 政務調査費の交付等



平成１９年度における県の被告補助参加人らに対する政務調査費の交付金額並びに収支報告書によって確定した支出額及び残余金額は、次のとおりである。

ア 補助参加人青木（甲１の１）

収入額 ３１６万８０００円

支出額 ２９８万８７５９円

残余额 １７万９２４１円

イ 補助参加人石塚（甲１の６）

収入額 ２９０万４０００円

支出額 ２８５万３２１６円

残余额 ５万０７８４円

ウ 補助参加人小林（甲１の７）

収入額 ３１６万８０００円

支出額 ３１６万８０００円

残余额 ０円

エ 補助参加人岩村（甲１の８）

収入額 ３１６万８０００円

支出額 ３０１万２０５７円

残余额 １５万５９４３円

オ 補助参加人澤野（甲１の９）

収入額 ３１６万８０００円

支出額 ３１６万８０００円

残余额 ０円

カ 補助参加人桜井（甲１の１０）

収入額 ３１６万８０００円

支出額 ３０８万４３５２円



残余额 8万3648円

キ 補助参加人齋藤（甲1の11）

収入額 316万8000円

支出額 316万8000円

残余额 0円

ク 補助参加人村松（甲1の13）

収入額 316万8000円

支出額 316万8000円

残余额 0円

コ 補助参加人小島（甲1の14）

収入額 290万4000円

支出額 290万4000円

残余额 0円

サ 補助参加人小川（甲1の15）

収入額 316万8000円

支出額 299万8102円

残余额 16万9898円

シ 補助参加人尾身（甲1の16）

収入額 316万8000円

支出額 316万8000円

残余额 0円

ス 補助参加人中原（甲1の17）

収入額 316万8000円

支出額 113万6261円（ただし、一部に限る。）

セ 補助参加人早川（甲1の18）

収入額 316万8000円

支出額 316万3973円

残余额 4027円

(4) 被告補助参加人らの支出

ア 補助参加人青木

補助参加人青木は、平成19年4月26日、同年7月24日、同年8月22日、同年9月25日、同年10月29日、同年11月15日、同年12月18日、平成20年1月28日、同年3月24日に、情報収集等の目的から、東京に赴き、宿泊費、交通費を調査研究費から計7万7130円支出した。

イ 補助参加人石塚

使途項目を「調査研究費」、使途及び内容を「地方自治体の企業支援策に関する調査委託」として、15万円を支出した（甲1の6）。

ウ 補助参加人小林

使途項目を「調査研究費」、使途及び内容を「砂防議連視察（日光）、全国過疎問題シンポジウム（福岡）」として、計6万8015円を支出した（甲1の7）。また、使途項目を「調査研究費」、使途及び内容を「羽田－福岡航空券 福岡過疎シンポ」及び「福岡～新潟航空券」として計7万7900円、使途及び内容を「過疎シンポジウム本人負担分（福岡分）」として1万7020円をそれぞれ支出し、これらは政務調査費支払証明書に記載されている（甲1の7）。

そして、使途項目を「事務所費」、使途及び内容を「事務所使用料（電気・光熱費・電話FAXコピー代等込み）」として、平成19年4月分から平成20年3月分まで月額5万円、合計60万円を支出した（甲1の7）。

エ 補助参加人岩村

使途項目を「調査研究費」、使途及び内容を「砂防議連視察時（10

／22～23）負担金」として4万0115円，「3／24～26東京事務所，参議院，総務省ほか視察調査共通費分」として1万7274円，「3／24～26東京事務所ほか政務調査における交通費ほか（個人負担分）」として4万1415円をそれぞれ支出した（甲1の8）。

オ 補助参加人澤野

使途項目を「事務所費」，使途及び内容を「事務所使用料1年分（H19年4月～H20年3月）」として24万円を支出した（甲1の9）。

カ 補助参加人桜井

使途項目を「調査研究費」，使途及び内容を「砂防議連視察」として4万0115円を支出した（甲1の10）。また，使途項目を「事務所費」，使途及び内容を「事務所賃貸料」として，平成19年4月分から平成20年3月分まで月額8万円，合計96万円を支出した（甲1の10）。

キ 補助参加人齋藤

使途項目を「調査研究費」，使途及び内容を「タイ王国進出企業，津波被害視察にかかる経費」として24万7748円，「東京都内水面事務局，環境省，魚野川の汚染問題に係る調査」として1万5960円をそれぞれ支出した（甲1の11。なお，後者の支出は政務調査費支払証明書に記載されている。）

ク 補助参加人村松

使途項目を「事務所費」，使途及び内容を「事務所賃貸料（年間）」として18万円を支出した（甲1の13）。

ケ 補助参加人小島

使途項目を「調査研究費」，使途及び内容を「国際観光（外国人訪日者）状況視察 調査に係る交通費」として2万0540円，「佐渡観光事情調査に係る交通費・宿泊費」として2万1250円，「地域活性化

対策先進地視察に係る交通費」として1万9760円、「商業施設誘致のための基礎調査に係る交通費・宿泊費」として2万8970円、「国際観光推進団体視察にかかる交通費」として1万8520円、「世界遺産先進事例調査研究に係る交通費（先進研究者へのインタビュー調査）」として1万9840円、「JTB本社への視察に係る交通費・宿泊費」として2万2700円、「JOC（日本オリンピック委員会）視察研究に係る交通費・宿泊費」として2万3760円、「JTB出版事業会社に関する次年度観光動向調査に係る交通費」として2万0520円、「大阪伝統文化研究に関する観光客誘致の実情視察に係る交通費・宿泊費」として3万9600円、「国交省観光部門への調査及び情報収集に係る交通費・宿泊費」として2万7670円、「新潟県域経済状況に関する調査ヒアリングに係る交通費」として2万7880円、「北杜市視察に係る交通費、宿泊費、食事代他」として4万0791円をそれぞれ支出した（甲1の14）。

コ 補助参加人小川

使途項目を「調査研究費」、使途及び内容を「新潟県長野県議会道路等整備問題両県議員連絡協議会現地調査」として6280円（なお、甲1の15には、使途及び内容を同じくする領収書が存在するが、甲13によれば、これは事務手続を誤ったことによるものであり、補助参加人小川は収支報告書を訂正し、上記領収書記載の金額5880円を返還していることが認められる。）、「糸魚川市外国人観光客招致促進等実行委員会現地調査・交流事業参加」「糸魚川市外国人観光客招致促進等実行委員会現地調査・交流事業参加費内訳書」として76万0550円、「平成19年度新潟県議会砂防事業促進研究会先進地視察」として4万0115円、「新潟～福岡線定期航路の運航調査について」として8万9995円をそれぞれ支出した（甲1の15）。

サ 補助参加人尾身

使途項目を「調査研究費」，使途及び内容を「新潟県モンゴル訪問団（団長副知事）によるモンゴル視察に係る交通費宿泊費等」として29万2420円，「東京事務所の業務及び『北区王子会館証券化』の現況視察 総務省担当職員により『財政健全化法等の説明』聴取 県職員らとの意見交換（個人負担分）」として4万5435円，「3／24～3／26東京事務所，参議院，総務省ほか視察調査共通費分（3人）」として1万7274円，「十日町市と国への要望会交通費 財務省，国交省他」として1万4160円，「国会議員への地域高規格道路の要望及び意見交換交通費」として2万1480円，「各省庁への意見交換を伴う要望交通費」及び「国会等への意見交換を伴う要望交通費」として計3万0200円をそれぞれ支出した（甲1の16，丙8の3）。

シ 補助参加人中原

使途項目を「調査研究費」，使途及び内容を「東京事務所の業務及び『北区王子会館証券化』の現況視察 総務省担当職員により『財政健全化法等の説明』聴取 県職員らとの意見交換」として5万6874円，「3／24～3／26東京事務所，参議院，総務省ほか視察調査共通費分（3人）」として1万7274円をそれぞれ支出した（甲1の17）。

ス 補助参加人早川

使途項目を「調査研究費」，使途及び内容を「8／18～22 新潟県モンゴル訪問団視察旅行費用」として34万2420円を支出した。

(5) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は，平成21年1月26日，法242条1項に基づいて，県監査委員に対し，被告補助参加人らに対して上記(3)記載のとおり交付された政務調査費について，違法な支出により県が被った損害につき，支出額相当額の返還を求めるなど損害を填補するための必要な措置を講ずるよ



う勧告することを求め、住民監査請求を行った（甲１２）。同委員は、同年３月２６日、原告に対し、原告の主張には理由がない旨の通知を行った（甲１３）。

イ 原告は、平成２１年４月２４日、法２４２条の２第１項４号に基づき、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

３ 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の争点は、被告補助参加人らの政務調査費の各支出が法、条例及びこれを受けた規程、特に本件使途基準に反するか否かであり、これに対する当事者の主張は以下のとおりである。

（１）原告の主張

政務調査費の支出は、支出の目的、つまり本件使途基準に適合していなければならない、これに適合しないものは違法な支出となる。被告補助参加人らは、政務調査費の支出について、本件使途基準に合致すると判断するに足りる具体的事実の主張立証を要するところ、当該主張立証を行っていないのであり、被告補助参加人らの各支出は本件使途基準に適合せず、違法である。

ア 補助参加人青木の支出について

補助参加人青木は、平成１９年４月２６日、同年７月２４日、同年８月２２日、同年９月２５日、同年１０月２９日、同年１１月１５日、同年１２月１８日、平成２０年１月２８日、同年３月２４日に、情報収集等の目的から、東京に赴き、宿泊をしており、その費用を調査研究費として７万７１３０円支出している。

しかし、収支報告書や添付書類からは、情報収集等のためにどれほどことをしたのか、どれくらいの時間を要したのか等が不明であるから、上記調査研究費名目で私的に宿泊費用が支出されたことが強くうかがわれ、本件使途基準に適合せず、違法である。

イ 補助参加人石塚の支出について

補助参加人石塚は、「地方自治体の企業支援に関する調査委託」として、調査研究費名目で15万円を支出した。しかし、金額しか記載されていない領収書を提出するのみで、調査結果に関する資料を提出せず、具体的な調査内容等について明らかにしていないことからすれば、当該調査の実態はなく、調査研究費が私的に使用されたことが強くうかがわれ、本件使途基準に適合しないものとして違法である。

ウ 補助参加人小林の支出について

(ア) 調査研究費

補助参加人小林は、「砂防事業先進地視察」，「全国過疎問題シンポジウム」のために6万8015円を支出した。しかし、「砂防事業先進地視察」については、中禅寺湖に行ったことが分かるだけで、実際に砂防事業との関連で何を視察したのか、当該活動によってどのような成果があったのか明らかでない。「全国過疎問題シンポジウム」についても、平成19年10月24日に福岡入りしていると思われるのに、同月24日及び25日の宿泊代の領収書がなく、どこにいたのか不明であるし、何を視察したのか、それによりどのような成果があったのか明らかでない。このような事情からすれば、使途基準に定める目的以外に支出されたことが強くうかがわれ、本件使途基準に適合しない。

上記「全国過疎問題シンポジウム」に関し、補助参加人小林は、平成19年10月24日に羽田から福岡まで移動し、同月26日に福岡から新潟に移動しており、航空運賃として合計7万7900円を支出した。また、自己負担分として1万7020円を支出した。しかし、航空運賃としては異常に高額である上、領収書を取得することは容易であるのに領収書の添付がない。自己負担分は、支払証明書の記載か

ら宿泊代等であると考えられるが、領収書の添付がなく、添付がない理由も明らかでない。したがって、本件使途基準に定める目的以外に支出されたことが強うかがわれ、本件使途基準に適合しない。

(イ) 事務所費

補助参加人小林は、小林室内工業株式会社に毎月5万円、合計60万円の事務所賃料を支払った。しかし、同社は、自身が代表取締役を務める会社であり、実際に賃料を支払ったのかどうか疑わしい上、事務所は同社社長室内に所在しており、会社の用務に使用する領域と区別が明瞭ではない。さらに、同事務所の所在地は、補助参加人小林の後援会の住所と同一である。原告は、賃料受領を証明する資料の提出を求めたところ、提出が容易であると考えられるのに補助参加人小林は資料を提出していないし、同事務所内における政務調査活動の内容も明らかにしない。したがって、上記支出は、本件使途基準に定める目的以外であることが強うかがわれ、本件使途基準に適合しない。

エ 補助参加人岩村の支出について

東京事務所、参議院及び総務省ほか視察調査のために共通費1万7274円、個人負担分として4万1415円、合計5万8689円を調査研究費名目で支出した。しかし、上記調査の中には、東京国立博物館で開催された薬師寺展の入場料及びそのためのタクシー代など、明らかに私的遊興としか考えられないものや、単なる食事会・懇親会である意見交換会に関する費用が含まれているし、実際に何を調査したのか、当該活動によってどのような成果があったのかも不明である。このことから、使途基準に定める目的以外に支出されたことが強うかがわれ、本件使途基準に適合しない。

また、「砂防議連視察時（10／22～23）負担金」として、調査研究費名目で4万0115円を支出した。しかし、同視察においては、

日光東照宮等の観光施設が視察箇所として挙がっており、それ以外の視察時間よりも視察時間が割かれていることからすれば、観光との区別が判然としない。また、補助参加人岩村は、自身で作成した報告書等を提出せず、当該活動によってどのような成果があったのかが明らかではないから、本件視察の実体は観光であるというほかない。したがって、上記支出は、使途基準に定める目的以外のものであることが強くうかがわれ、本件使途基準に適合しない。

オ 補助参加人澤野の支出について

事務所費として、「事務所使用料」24万円を支出した。しかし、同使用料は、自身の住所地と同じところに所在地があり、かつ同姓の者が代表取締役を務める株式会社沢野広吉商店に対して、事務所賃料48万円を支払った内金であるが、補助参加人澤野と密接不可分な関係にある会社に対して実際に賃料を支払ったのか疑わしく、提出は容易であるのに、賃料受領を証明する資料の提出を求めても、提出されない。また、賃借部分が契約上明らかではなく、会社の用務に使用する領域との区別が明確ではない上、事務所内における調査研究活動の内容を明らかにする旨の原告からの求釈明にも回答はない。したがって、上記使用料は、目的外に支出されたことが強く疑われるのであり、その支出は本件使途基準に適合しない。

カ 補助参加人桜井の支出について

(ア) 調査研究費

補助参加人桜井は、「砂防事業先進地現地調査参加負担金」として4万0115円を支出した。しかし、どこに行ったのか、何を視察したのか、当該活動によってどのような成果があったのか不明であり、目的外に支出されたことが強くうかがわれるのであり、その支出は本件使途基準に適合しない。



(イ) 事務所費

事務所賃料として、株式会社マテックに対して96万円を支出している。しかし、同社は、補助参加人桜井自身が代表取締役を務める会社であり、実際に賃料を支払ったのかどうか疑わしく、提出は容易であるのに、賃料受領を証明する資料の提出を求めても、なお提出されない。また、賃借部分が契約上明らかではないことから、会社の用務に使用する領域との区別が明確ではない上、事務所内における調査研究活動の内容を明らかにする旨の原告からの求釈明にも回答はない。上記支出は、目的外に支出されたことが強くうかがわれ、その支出は本件用途基準に適合しない。

キ 補助参加人齋藤の支出について

補助参加人齋藤は、調査研究費名目で、「タイ王国進出企業、津波被害視察」として24万7748円を支出した。しかし、どこに行ったか、何を視察したのか、当該活動によってどのような成果があったのか等について、原告からの求釈明がなされても説明せず、一切不明である。また、「東京都内水面局、環境省、魚野川の汚染問題に係る調査」として1万5960円を支出されているが、交通費に係る領収書の添付がされていないし、補助参加人齋藤が環境省や東京都内水面漁場管理委員会事務局を訪問した記録はなく、原告からの求釈明がなされても、面談の相手方等を明らかにしない。

これらから、当該支出は目的外に支出されたことが強くうかがわれ、その支出は本件用途基準に適合しない。

ク 補助参加人村松の支出について

補助参加人村松は、事務所費として、越南郵便運送株式会社に対し、18万円を支出した。しかし、同社は、補助参加人村松自身と妻が代表取締役を務める会社であり、本店所在地は妻の住所地となっているため、



自らが領収書を発行できる立場にある以上、実際に支払われたのか明らかでない。実際に支払われたとしても、政務調査費から事務所費として支払われたものを自ら報酬として受領しているということであれば、同社を介して政務調査費を環流していることになる。したがって、各支出は目的外に支出されたことが強く疑われるし、仮に支出されたとしても違法不当であり、上記支出は本件用途基準に適合しない。

ケ 補助参加人小島の支出について

補助参加人小島は、調査研究費名目で、宿泊・交通費として以下の内訳で合計 33 万 1 8 0 1 円を支出したが、いずれも以下の理由から本件基準に適合しない支出である。

(ア) 国際観光状況視察・調査に係る交通費（平成 19 年 5 月 18 日及び 19 日） 2 万 0 5 4 0 円

視察・調査に係る報告書がなく、調査内容、視察・調査先が不明である。また、東京への宿泊を伴った視察・調査と考えられるのに、宿泊費は計上されておらず、極めて不自然な旅行である。

(イ) 佐渡観光事情調査に係る交通費・宿泊費（同月 19 日及び 20 日）
2 万 1 2 5 0 円

上記(ア)のとおり、5 月 19 日は東京で観光状況の視察・調査の旅行中であるから、同日の佐渡における視察・調査は不可能である。

(ウ) 地域活性化対策先進地視察に係る交通費（同年 7 月 7 日及び 8 日）
1 万 9 7 6 0 円

報告書等が一切なく、視察先も不明である。

(エ) 商業施設誘致のための基礎調査に係る交通費・宿泊費（同月 20 日及び 21 日） 2 万 8 9 7 0 円

調査先や調査内容の報告書がなく、内容の全く不明な旅行であり、観光旅行にすぎない。



- (オ) 国際観光推進団体視察に係る交通費（同月24日） 1万8520円

調査先や調査内容の報告書がなく、内容の全く不明な旅行であり、観光旅行にすぎない。

- (カ) 世界遺産先進地事例調査研究に係る交通費（同年8月1日） 1万9840円

先進研究者へのインタビューをするために東京に行ったことに対する支出とするが、その内容が不明であり、東京に行く必要性は感じられない。インタビューであれば、当然に報告書又はレポートを作成すべきであるが、これがない。

- (キ) JTB本社への視察に係る交通費・宿泊費（同月8日及び9日） 2万2700円

どのような政策課題からJTB本社への視察の必要性が生じたのか不明であり、本社の誰と面談してどのような調査を行ったのかも明らかでない。

- (ク) JOC視察研究に係る交通費・宿泊費（同年9月13日及び14日） 2万3760円

どのような政策課題からJOCへの視察の必要性が生じたのか不明であり、誰と面談してどのような研究を行ったのかも明らかでない。

- (ケ) JTB出版事業会社に係る次年度観光動向調査に係る交通費（同年11月3日及び4日） 2万0520円

県政とどのような関連があり、同社を訪問したのか不明である。

- (コ) 大阪伝統文化研究に関する観光客誘致の実情視察に係る交通費・宿泊費（同月10日及び11日） 3万9600円

同月10日及び11日は休日であるが、大阪府や大阪市の観光部局等を訪問して調査するのであれば平日になるはずである。大阪の歴史

的建造物や無形文化等を見学する観光客として旅行したに過ぎないものと思われ、それが故に報告書が存在せず、視察先も明らかでないと言わざるを得ない。

- (サ) 国交省観光部門への調査及び情報収集に係る交通費・宿泊費（同月30日及び同年12月1日） 2万7670円

同年12月1日は土曜日であるから、同省は閉庁しているし、同省観光部門なる組織は存在しないから、具体的調査先が不明である。

- (シ) 新潟県域経済状況に関する調査ヒアリングに係る交通費（同月21日及び22日） 2万7880円

調査先や調査内容に関する報告書はなく、上記内容が不明である。

- (ス) 北杜市視察に係る交通費、宿泊費、食事代他（平成20年3月25日及び26日） 4万0791円

上記視察の目的、県政との関連性及び北杜市のどこに視察に行ったのかがすべて不明である。年度末の予算消化のための観光旅行と言うほかない。

コ 補助参加人小川の支出について

「新潟県長野県議会道路等整備問題両県議員連絡協議会実地調査」のために、調査研究費名目で6280円を支出しているところ、そもそもどこに何をしに行ったか不明である。

「糸魚川市外国人観光客招致促進等実行委員会現地調査・交流事業参加費用」として、調査研究費名目で76万0550円を支出している。しかし、上記委員会の実態が不明であるし、そもそも上記事業は直接的には糸魚川市政に関係することであり、県政との関連性は低く、調査の必要性に疑問がある。また、スイス人関係者と会合していると考えられるから、それに関する費用（通訳者やガイドに要する費用等）も計上されてしかるべきであるところ、そのような費用の計上はなかった。さら



に、スイス視察・招致研修の概要と題された書面が存在するが、その内容を客観的に見れば、上記事業が観光旅行以外の何物でもないと判断でき、それ以外に、どこに行って誰に会ったのか不明である。

「平成１９年度新潟県議会砂防事業促進事業研究会先進地視察」として、調査研究費名目で４万０１１５円が支出されているが、どのような調査が行われたのか、その成果は何か等は不明である。同視察においては、日光東照宮等の観光施設が視察箇所として挙がっており、それ以外の視察時間よりも視察時間が割かれていることからすれば、観光との区別が判然としない。

新潟―福岡線定期航路に運航調査のために、調査研究費名目で８万９９９５円が支出されているが、何のために福岡に行ったのか、福岡で実際に何をしてきたのか不明である。

以上のとおり、各支出は、本件使途基準に定める目的以外に支出された疑いが強く、同基準に適合しない。

サ 補助参加人尾身の支出について

補助参加人尾身は、「東京事務所の業務及び北区王子会館証券化の現地視察、総務省担当者より財政健全化法等の説明聴取、県職員らとの意見交換」（個人負担分）４万５４３５円及び「３月２４日～３月２６日東京事務所、参議院、総務省ほか視察調査共通費用分」１万７２７４円を調査研究費名目で支出した。上記「意見交換」については、領収書の添付がなく、銀行振込用紙が添付されているものの、上記金額と一致していないし、県政と何ら関係がないのに、東京国立博物館において開催された「国宝薬師寺展」のチケットを添付している。また、上記「視察調査共通費用分」については、そもそも調査の目的やその成果の有無が明らかでない上、東京事務所職員は意見交換会のために公費を支出しておらず、私的な会合であったにすぎない。



調査研究費名目で、「モンゴル視察に係る交通費宿泊費等」29万2420円を支出しているが、調査の目的、内容及び成果が不明である上、本来同一の視察に係る費用であれば支出が一致すべきであるが、補助参加人早川が除外している費用（「王の帰還」に係る費用）を含めて計上している。

調査研究費名目で、「十日町市と国への要望会交通費財務省国交省他」1万4160円、「国会議員への地域高規格道路の要望及び意見交換交通費」2万1480円及び「政務調査費支払証明書（議員分）」3万0200円をそれぞれ支出している。しかし、いずれも調査目的、内容及び成果が不明であり、目的地が同一であればそこに至る交通費の額も同一となるはずであるのに、同一となっていない。

以上のように、各支出は目的外支出であることが強く疑われるのであり、本件基準に適合しない。

シ 補助参加人中原の支出について

調査研究費名目で、「東京事務所の業務及び『北区王子会館証券化』の現況視察、総務省担当職員より『財政健全化法等の説明』聴取、県職員らとの意見交換」5万6874円及び「同共通費用分」1万7274円を支出した。しかし、これらは調査目的が曖昧であり、成果も不明である。また、薬師寺展への視察は個人的観光であり、県職員らや国会議員秘書らとの意見交換も単なる懇親会・食事会にすぎず、私的な会合というべきものである。したがって、上記支出は目的外のものであることが強くうかがわれ、本件使途基準に適合しない。

ス 補助参加人早川の支出について

調査研究費名目で、「新潟県モンゴル訪問団視察旅行費用」34万2420円を支出している。しかし、調査目的、内容及び成果が不明である。また、上記支出額は、同視察に同じく参加した補助参加人尾身の支



出額よりも高額であるが、それは合理的理由がないのにビジネスクラスを利用しているからである。したがって、その支出は目的外の支出であることが強く疑われ、本件使途基準に適合しない。

(2) 被告の主張

被告補助参加人らの各支出が条例及び規程に則した適法なものであるかは、議員の自主性・自立性を尊重する見地から、各議員が提出した収支報告書等から外形的に判断されるべきである。被告補助参加人らの各支出に関する被告の主張は次のとおりであり、政務調査費の具体的使途についての主張は、後記補助参加人らの主張を援用する。

ア 補助参加人青木及び補助参加人石塚の各支出について

原告の主張は、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、支出の違法性について具体的説明がなされていない。

イ 補助参加人小林の支出について

(ア) 「砂防事業先進地視察」及び「全国過疎シンポジウム」について

原告の主張は、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、支出の違法性について具体的説明がなされていない。

(イ) 「調査研究費」航空代について

政務調査費の手引きによれば、紛失等の理由から領収書等が取得できない場合は、支払証明書を作成することになっているところ、福岡に行っていることは宿泊費に係る領収書で認められ、航空代についても妥当な金額である。

(ウ) 「調査研究費」「過疎シンポジウム本人負担分」について

同人が福岡に行っていること等は県地域政策課中山間・特定地域振興班に確認することができるため、当該負担金の支出は違法不当では



ない。

(エ) 「事務所費」について

政務調査費の手引きでは、自己又は親族が代表となっている法人が所有する事務所の賃借料を政務調査費から支出することは可能であり、また、賃貸借契約書が存在し、貸主である会社の収益にも計上されていることから、当該支出は違法不当ではない。

ウ 補助参加人岩村の支出について

(ア) 調査研究費（共通費分）及び個人負担分について

東京国立博物館で開催された「薬師寺展」の視察は、県営施設の運営や企画の参考とするためのものであり、本件用途基準に適合したものである。

(イ) 「砂防議連視察時（10／23～24）負担金」について

原告の主張は、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、支出の違法性について具体的説明がなされていない。

エ 補助参加人澤野の支出について

政務調査費の手引きでは、自己又は親族が代表となっている法人が所有する事務所の賃借料を政務調査費から支出することは可能であり、また、賃貸借契約書が存在し、貸主である会社の収益にも計上されていることから、当該支出は違法不当ではない。

オ 補助参加人桜井の支出について

(ア) 「砂防事業先進地現地調査参加負担金」について

原告の主張は、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、支出の違法性について具体的説明がなされていない。

(イ) 「事務所費」について



政務調査費の手引きでは、自己又は親族が代表となっている法人が所有する事務所の賃借料を政務調査費から支出することは可能であり、また、賃貸借契約書が存在し、貸主である会社の収益にも計上されていることから、当該支出は違法不当ではない。

カ 補助参加人齋藤の支出について

(ア) 「タイ王国進出企業、津波被害視察」について

原告の主張は、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、支出の違法性について具体的説明がなされていない。

(イ) 「東京都内水面局、環境省、魚野川の汚染問題に係る調査」について

政務調査費の手引きによれば、紛失等の理由から領収書等が取得できない場合は、支払証明書を作成することで代替できる。また、実際に魚野川において産業廃棄物処理業者による環境汚染事件が発生しており、その関連で議員が調査のため、関係官庁を訪問したとしても不自然ではなく、訪問を裏付ける資料が一切ないからといってその訪問を否定することはできない。

キ 補助参加人村松の支出について

政務調査費の手引きでは、自己又は親族が代表となっている法人が所有する事務所の賃借料を政務調査費から支出することは可能であり、また、賃貸借契約書が存在し、貸主である会社の収益にも計上されていることから、当該支出は違法不当ではない。

ク 補助参加人小島の支出について

(ア) J T B 本社への視察に係る交通費・宿泊費について

株式会社 J T B パブリッシングは、観光情報誌等を扱っている実在の会社であり、当該交通費の支出は何ら違法不当なものではない。



(イ) その他について

原告の主張は、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、支出の違法性について具体的説明がなされていない。

ケ 補助参加人小川の支出について

原告の主張は、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、支出の違法性について具体的説明がなされていない。

コ 補助参加人尾身の支出について

(ア) 「東京事務所の業務及び北区王子会館証券化の現地調査、総務省担当者により財政健全化法等の説明聴取、県職員らとの意見交換」及び「3月24日～3月26日東京事務所、参議院、総務省ほか視察調査共通費用分」について

東京国立博物館で開催された「薬師寺展」の視察は、県営施設の運営や企画の参考とするためのものであり、本件用途基準に適合したもので違法不当ではない。

(イ) 「モンゴル視察に係る交通費宿泊費等」について

モンゴル視察自体が県とモンゴル共和国との経済交流を推進するために実施されたものであり、その前提として、モンゴルの歴史や文化を鑑賞することも視察の一環と考えられるから、「王の帰還」に係る支出（補助参加人早川が除外している費用）が明らかに違法不当とはいえない。また、前述のとおり、政務調査費の支出は各議員の判断に委ねるべきであるから、補助参加人早川が計上していないことによって支出が違法不当になるとはいえない。

(ウ) 「十日町市と国への要望会交通費財務省国交省他」、「国会議員への地域高規格道路の要望及び意見交換交通費」及び「政務調査費支払

証明書（議員分）」について

目的地が同一であればそこに至る交通費の額も同一となるはずであるのに、同一となっていないのは、出発地が異なるためであるとする議会事務局の説明には合理性があり、運賃表から判断しても、金額は妥当なものであるから、各支出が違法不当とはいえない。

サ 補助参加人中原の支出について

東京国立博物館で開催された「薬師寺展」の視察は、県営施設の運営や企画の参考とするためのものであり、本件使途基準に適合したもので違法不当ではない。

シ 補助参加人早川

副知事は、旅費の規定上ファーストクラスも利用できるが、実際にはビジネスクラスを利用しているため、「新潟県議員給与条例」の運用上、議員の公務出張の場合には副知事相当として議員もビジネスクラスの利用を認めているとの議会事務局の説明からすれば、これに準じて、政務調査費の支出をすることも違法不当なものとはいえない。

(3) 被告補助参加人らの主張

ア 補助参加人青木

東京都内の宿泊のために7万7130円を政務調査費から支出したと、原告の主張の年月日に東京に赴き、宿泊したことは認めるが、その支出が目的外のものであることは争う。

イ 補助参加人石塚

原告は、具体的な調査内容が明らかでなく、調査結果に関する資料が存在しないと主張するが、各都道府県と政令市の企業誘致策や行政の企業誘致支援策等の調査を内容として知人に依頼した。調査結果については、A4のレポートや電話により報告を受けたが、調査結果を義務付けられていなかったため、収支報告書には添付しなかった。調査報告につ

いては、当時紙媒体及びデータとして保有していたが、その後どちらも廃棄されており、現在は存在しない。また、県議会の一般質問で活用しているから、当該調査の成果はあった。

ウ 補助参加人小林

「砂防事業先進地視察」については、視察の結果を取りまとめて作成した報告の内容から、同視察が地方行政として取り組む砂防事業に資するため県外の先進的な砂防事業地を視察したことは明らかであり、観光目的の視察ではない。「全国過疎問題シンポジウム」のための交通費は、羽田から福岡までが3万6800円、福岡から新潟までが4万1100円であり、何ら高額ではない。個人負担分の1万7020円は、全国過疎問題シンポジウムの共通費であるから、適正な支出である。

また、かねてから小林室内工業株式会社所有建物の2階の一室を政務調査研究活動の拠点として使用しており、その事務所費として月額5万円を支払っている。賃貸契約書自体はないものの、同社との賃貸借の内容を決定した同社の取締役会議事録が存在する。仮に補助参加人小林が会社に賃料を支払わなければ、企業が政治家個人に無償で提供したことになり、政治資金規正法違反になる。

したがって、各支出が目的外のものではない。

エ 補助参加人岩村

東京事務所、参議院及び総務省ほか視察調査の中に、東京国立博物館の「薬師寺展」の視察が入っているが、これは新潟県内の教育施設や博物館、美術館などの運営企画に関する視察であり、政務調査活動の一環である。また、北区王子会館の証券化に関する視察は、県所有の職員宿舍を証券化して民間も入れるようにマンション建築ができるのかどうかを検討するために行ったものである。「砂防事業先進地視察」については、視察の結果を取りまとめ作成した報告の内容から、同視察が地方行

政として取り組む砂防事業に資するため県外の先進的な砂防事業地を視察したことは明らかであり、観光目的の視察ではない。

オ 補助参加人澤野

政務調査活動のため、株式会社沢野広吉商店内の事務所及び事務機器を使用しており、同事務所に係る費用は政務調査費をもって支弁するのが当然である。仮に補助参加人澤野が会社に賃料を支払わなければ、企業が政治家個人に無償で提供したことになり、政治資金規正法違反になる。

カ 補助参加人桜井

「砂防事業先進地視察」については、視察の結果を取りまとめ作成した報告の内容から、同視察が地方行政として取り組む砂防事業に資するため県外の先進的な砂防事業地を視察したことは明らかであり、観光目的の視察ではない。

また、政務調査活動の拠点として、株式会社マテックの事務所を使用しており、賃料月額８万円として、同社と賃貸借契約を締結している。仮に補助参加人桜井が会社に賃料を支払わなければ、企業が政治家個人に無償で提供したことになり、政治資金規正法違反になる。

キ 補助参加人齋藤

「タイ王国進出企業、津波被害視察」は、平成１９年６月４日から９日に行われた調査活動であり、県内からタイに進出した企業の工場見学やプーケットを訪問して観光資源に対する大津波被害の状況を視察した。「東京都内水面局、環境省、魚野川の汚染問題に係る調査」に係る支出は、地元漁協らとの関係で河川管理の問題について関係者との面談や調査を行うための交通費である。どちらも政務調査活動の一環であり、目的外の支出ではない。

ク 補助参加人村松

原告が主張する事務所費は、県議会議員の政務調査活動の拠点として賃借している越南郵便輸送の事務所一区画の賃料であり、政務調査費として目的外の支出ではない。

ケ 補助参加人小島

補助参加人小島は、もともと株式会社日本交通公社（ＪＴＢ）に勤務していた者であり、新潟県産業労働観光部観光企画監に採用され、その後県議会議員になった経歴をもち、同企画監時代から観光の交流人口拡大のための観光誘致・観光産業の振興に取り組んでおり、県議会議員になった後も観光誘致・観光産業振興のための政務調査活動を行っていた。原告が主張する支出は、上記政務調査活動に係る支出であり、目的外の支出ではない。

コ 補助参加人小川

「新潟県長野県議会道路等整備問題両県議員連絡協議会実地調査」に係る支出は、国道４０５号線の整備促進、上信越自動車道の４車線化、直江津港の利用促進を議題とした研修会に関係するものであり、その内容から目的外の支出とはいえない。「糸魚川市外国人観光客招致促進等実行委員会現地調査・交流事業参加費用」に係る支出については、現地調査としてスイスを訪問したものであるが、その目的は、スイスにおけるビジネスチャンスを調査するとともに、未だ県内のどことも交流のないスイスの各都市に対して県の宣伝、糸魚川市所在のジオパーク糸魚川への観光誘致、情報交換等を通じて、県とスイス各都市との交流を図ることであり、その活動は県の発展に関する政務調査活動であるから、上記支出は目的外の支出ではない。「平成１９年度新潟県議会砂防事業促進事業研究会先進地視察」に係る支出については、視察の結果を取りまとめ作成した報告の内容から、同視察が地方行政として取り組む砂防事業に資するため県外の先進的な砂防事業地を視察したことは明らかであ

り、観光目的の視察ではないから、目的外の支出とはいえない。新潟・福岡線定期航路に運航調査のための支出は、新潟・福岡便の存続に向けて航空会社関係者と面談して情報収集活動を行ったものであり、政務調査活動の一環に関わる支出というべきである。

サ 補助参加人尾身

「東京事務所の業務及び北区王子会館証券化の現地視察、総務省担当者より財政健全化法等の説明聴取、県職員らとの意見交換」（個人負担分）及び「３月２４日～３月２６日東京事務所、参議院、総務省ほか視察調査共通費用分」に関して、東京国立博物館の「薬師寺展」の視察が入っているが、これは新潟県内の教育施設や博物館、美術館などの運営企画に関する視察であり、政務調査活動の一環である。また、北区王子会館の証券化に関する視察は、県所有の職員宿舍を証券化して民間も入れるようにマンション建築ができるのかどうかを検討するために行ったものであり、「薬師寺展」も含めてすべて政務調査活動であるから、上記に係る支出が目的外支出とはいえない。「モンゴル視察に係る交通費宿泊費等」については、同視察がモンゴルチャーター便就航等を通じてモンゴル関係者との意見交換をするものであり、県副知事が訪問団長を務めた。その過程で、モンゴルの歴史文化を鑑賞することも視察の一環であると考え、「王の帰還」に係る費用を支出した。以上のとおり、モンゴル視察は政務調査活動であるから、視察に係る支出は目的外ではない。「十日町市と国への要望会交通費財務省国交省他」、「国会議員への地域高規格道路の要望及び意見交換交通費」及び「政務調査費支払証明書（議員分）」に係る支出は、関係各省庁等への折衝、要望及び意見交換のためのものであり、政務調査活動のための支出である。

シ 補助参加人中原

東京事務所、参議院及び総務省ほか視察調査の中に、東京国立博物館

の「薬師寺展」の視察が入っているが、これは新潟県内の教育施設や博物館、美術館などの運営企画に関する視察であり、政務調査活動の一環である。特に、補助参加人中原は、県の総務文教委員会に長年所属していたことから、上記視察を必要としていた。また、北区王子会館の証券化に関する視察は、県所有の職員宿舎を証券化して民間も入れるようにマンション建築ができるのかどうかを検討するために行ったものであり、以上全てが政務調査活動である。

ス 補助参加人早川

「モンゴル視察に係る交通費宿泊費等」については、同視察がモンゴルチャーター便就航等を通じてモンゴル関係者との意見交換をするものであり、県副知事が訪問団長を務めた。原告は、同視察に同じく参加した補助参加人尾身がビジネスクラス分の料金を計上していない点を主張するが、同人は友人がエコノミー席にいたため、同じくエコノミー席を利用したという事情から計上しなかったにすぎず、上記のとおり、同視察にはビジネスクラスを利用する副知事も参加しており、ビジネスクラスを使用したことに何ら問題はない。

第3 当裁判所の判断

1 政務調査費支出の使途基準適合性判断

法100条13項及び14項に定める政務調査費の制度は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

法の上記規定を受けて定められた条例、規程は、次のような規定を設けている。すなわち、政務調査費を交付された議員は規程で定める本件使途基準に従って使用しなければならない（条例9条、規程4条）、交付を受けた議員は、領

収書等の写しを添付した収支報告書を議長に提出しなければならない（条例 10 条 1 項，3 項）。また，議員は，当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から，当該年度に行った政務調査費による支出の総額を控除して残余がある場合，当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない（条例 12 条）。

このように，政務調査費が会派又は議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するためのものであることからすると，これをどのように活用するかは本来会派又は議員の自律的判断に委ねられているというべきである。しかしながら，政務調査費はその用途が限定され，交付を受けた議員において収支報告書や支出を裏付ける証拠資料等の添付を義務付けているのであるから，提出が義務付けられている収支報告書等の証拠資料に照らし，社会通念上県政に関する調査研究のための支出として必要性，合理性を欠く支出については，本件用途基準に合致しないものとして，支出相当額について法律上の原因がないと認めるのが相当である。そして，調査研究活動に必要な費用であることを裏付ける資料がなく，議員においてこれを積極的に補足する説明もしない場合には，社会通念上，上記活動に支出されたものとは認められないから，当該支出は本件用途基準に合致しないものと認めるべきである。また，ある支出が調査研究活動のためでもあるし，他の目的のためでもあるという場合に，その全額を政務調査費とするのは相当でないから，特段の資料がない限り，社会通念に従った相当な割合をもって調査研究活動に資する費用の金額を確定するのが相当である。

2 被告補助参加人らの各支出について

以上を前提に，被告補助参加人らの各支出の適法性を検討する。

(1) 補助参加人青木の支出について

前記前提事実，証拠（丁 1 及び 4）及び弁論の全趣旨によれば，補助参加人青木は，前記前提事実記載の年月日に，東京等に赴いて視察を行うほか，

国会議員や関係官庁職員等に面会して県関連予算の個所付けや災害復旧復興に関する意見交換、情報交換、陳情等を行っていたことが認められるところ、上記視察や意見交換等は県の諸政策に関するものといえ、県政に関連する事項にわたるものといえるから、支出としての必要性、合理性が認められる。

原告は、上記調査研究費名目で私的に宿泊費用が支出されたことが強くうかがわれると主張するが、その主張を認めるに十分な客観的証拠はなく、原告の主張は採用できない。

したがって、上記支出は本件用途基準に合致すると認められる。

(2) 補助参加人石塚の支出について

前記前提事実、証拠（戊1及び2の1）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人石塚は、地方自治体の企業支援策に関する調査を知人である磯田美貴に依頼し、平成19年6月県定例会において企業誘致に関する質問をしているところ、企業支援、誘致に関する事項は県政に関連するものであるから、当該項目に係る調査委託費の支出は、支出としての必要性、合理性が認められる。

原告は、証拠資料が領収書のみで、具体的な調査内容等を明らかにしていないから、上記支出は私的に使用されたものであると主張する。確かに、添付資料中には調査結果に関する資料は存在しないが、このことから直ちに私的な使用とはいえないのであって、かえって、本件においては、上記のとおり、調査内容は企業誘致であることが認められるのであるから、上記支出は私的に使用されたものとはいえず、原告の主張は採用できない。

したがって、上記支出は本件用途基準に合致するものと認められる。

(3) 補助参加人小林の支出について

ア 砂防事業先進地視察に係る支出について

(ア) 証拠（甲1の7、丙1の1）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 上記視察は、大規模な山腹工を実施し、緑化復元に取り組んでいる箇所を県外の先進的な砂防事業地として視察することを目的に、平成19年10月22日から23日の日程で行われた。
- b その内容は、同月22日に県庁を出発し、足尾砂防えん堤・大畑沢緑の砂防ゾーン視察、日向砂防えん堤・稲荷川山腹工視察、日光東照宮拝観、同月23日には大薙山腹工視察、華厳の滝崩落対策工事を視察するものであった。
- c 支出の内訳は、貸切バス代1万8750円、宿泊代1万4800円、昼食代（1日目）1186円、昼食代（2日目）1500円、有料道路・駐車料1377円、乗務員費用（宿泊）1714円、視察先への土産代788円、合計4万0115円であった。
- (イ) 上記視察は、県の砂防事業政策立案にあたって情報や知見の収集をしたものであり、県政と関連性を有するから、上記支出は本件用途基準に概ね合致するものではある。しかしながら、上記視察には日光東照宮拝観が組み込まれているところ、この拝観は県の砂防事業政策立案と関連するとは考えがたい。この点に関しては、証拠（丙1の1及び12）によっても、関連性が認められないし、補助参加人小林も関連性について積極的な説明をしていない。

したがって、同拝観に対する支出2292円〔4万0115円÷17.5時間（全体の視察時間）×1時間（上記拝観の時間）≒2292.28円〕は、必要性、合理性を欠く支出として本件用途基準に合致しないというべきである。

イ 過疎問題シンポジウムに係る支出について

- (ア) 証拠（甲1の7、丙1の2ないし1の5）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 上記シンポジウムは、「ふるさとの価値」の再認識、過疎地域とそ

れ以外の地域との連携及び交流住居の推進などの課題について議論をすることを目的として、福岡県朝倉市周辺において、同月24日から26日までの日程で、同月24日の前夜祭、同月25日の全体会、交流会、26日の分科会という構成で開催された。

b 補助参加人小林が上記シンポジウム参加にあたって支出した金額の内訳は、上記前夜祭参加費2000円、宿泊費9000円、同月25日分昼食代800円、交流会参加費4000円、同月26日分昼食代800円、振込手数料420円の合計1万7020円である。なお、補助参加人早川は、シンポジウム最終日の同月26日にも宿泊しており、その際の宿泊代として8550円を支出している。

c また、補助参加人小林は、砂防事業先進地視察から引き続いて上記シンポジウムに参加し、シンポジウム終了後は福岡から新潟に戻っているところ、中禅寺湖から日光までのバス代1100円、日光から東京までの電車代5430円、東京での宿泊代1万1490円、羽田から福岡までの航空代3万6800円、福岡から新潟までの航空代4万1100円、新潟駅から県庁までのタクシー代1330円をそれぞれ支出している。

(イ) 上記シンポジウムのテーマは過疎問題対策であることが認められるところ、上記シンポジウムに参加して、過疎問題に対する対応や対策について情報収集すること等と県政との関連性を否定することができないから、同シンポジウムに係る支出は支出としての必要性、合理性が認められ、本件用途基準に合致する。

原告は、平成19年10月24日に福岡入りしていると思われるのに、同月24日及び25日の宿泊代の領収書がなく、どこにいたのか不明であるし、何を視察したのか明らかでないなどと主張するが、文書（丙1の3）から福岡県内で宿泊代が支出されたことが認められる

上、上記のとおり、上記シンポジウムでは過疎問題に関する議論がなされたと認められるから、原告の主張には理由がない。また、原告は、航空運賃が不当に高額である旨主張しているところ、実際の搭乗日と異なるものの、東京福岡間、福岡新潟間の航空運賃について、航空会社の運賃表（丙１の４及び同１の５）により上記金額であることが認められるから、原告主張のように航空運賃が不当に高額であるとはいえない。

したがって、上記シンポジウムに係る支出は本件使途基準に合致した支出である。

ウ 事務所費について

証拠（丙１の６）及び弁論の全趣旨によれば、小林室内工業株式会社は、平成１５年４月３０日開催の取締役会において、補助参加人小林に対し同社社屋の社長室を月額５万円で賃貸する旨の決議をしたこと、かかる５万円の内訳としては、来客駐車スペース、電話・ＦＡＸ使用料、水道光熱費、事務員補助作業等々が含まれていること、同社の代表取締役は補助参加人小林であることが認められる。

調査研究活動を行うに際して、活動の拠点は必要であるから、その使用対価は県政に係る調査研究活動に要した支出として、必要性、合理性を有するが、当該拠点が自己又は親族が代表者を務める法人から借り受けた物件である場合やその住所が自己の住所地と同一の場所である場合には、調査研究活動に使用される場面とそれ以外の活動に使用される場面に明確に分けることは困難であるから、使用対価全額を調査研究活動に要した支出と認めることはできず、法、条例及び規程、特に本件使途基準の趣旨に照らせば、特段の事情がない限り、使用対価の半額に相当する額を調査研究活動に要した支出と認めるのが相当である。被告は、政務調査費の手引きは、自己又は親族が代表者となっている法人が所有する事務所の賃

借料を政務調査費から支出することを可能としていると主張するが、政務調査費の手引きは、自己又は親族が代表となっている法人が所有する事務所の賃貸料を政務調査費から支出することを明文で可能とはしていないのであり、むしろ、上記の点に照らせば、特段の事情がない限り、政務調査費からの支出は、使用対価の半分の限度で認めるとするのが相当である。被告の前記主張は採用できない。なお、上記の理は、賃貸借契約が存在し、かつ、貸主である会社の収益に計上されていることによって左右されるものではない。本件については、上記のように、補助参加人小林は賃貸人である小林室内工業株式会社の代表取締役であり、賃貸場所も同社の社長室であることから、県議会議員としての政務調査活動に使用している場面とそれ以外に使用している場面の区別が判然としないうところ、補助参加人小林は上記特段の事情について積極的な説明をしていないのであるから、上記支出全額を本件用途基準に合致する支出とすることはできない。前記のとおり、補助参加人小林は事務所費として60万円を支出しているから、その半分である30万円の限度で本件用途基準に合致する支出と認めるべきである。

エ 小括

よって、補助参加人小林の支出については、30万2292円が本件用途基準に合致しない支出となる。

(4) 補助参加人岩村の支出について

ア 東京事務所、参議院及び総務省ほか視察調査に係る支出について

(ア) 証拠（丙2の1）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 補助参加人岩村は、平成20年3月24日から同月26日まで、補助参加人中原、同尾身と、東京事務所ほかを視察するべく、東京に赴いた。同年3月24日午後には、参議院を訪問し、同職員から

二院制の課題等について聴取し、参議院副議長と懇談、参議院予算委員会を傍聴した後、夜には県職員らと意見交換会を行った。

b 同月25日午前は東京事務所に赴き、東京事務所の業務等のほか、北区王子会館証券化の現況についての説明を受けた。午後は表参道・新潟館ネスパスに赴き、ネスパスにおける新潟物産展・催事などの取組みや日本橋・にいがた館NICOプラザ#2の取組みについて説明を受けた後、夜には国会議員秘書らとの意見交換会を行った。

c 同月26日午前は参議院に赴き、総務省の担当職員から財政健全化法等の説明を聴取し、午後は東京国立博物館において開催されていた薬師寺展を視察した。

d 上記視察に要した支出の内訳は、一人当たり、タクシー代計4136円、各意見交換会費計9900円、視察先への土産代計3238円、薬師寺展入場料1500円、往復新幹線代及び宿泊代3万9915円であった。

(イ) 国会や関係官庁、県の出先機関を視察し、意見聴取等することは、県の政策立案に関する情報を収集することといえるから、県政との関連性を否定することはできない。原告は、東京事務所の職員は意見交換会のために公費を支出していないから、これは私的な会合であったことが強く推認される旨主張するけれども、原告主張の事実のみから、上記意見交換会が私的な会合にすぎないと断ずることはできない。

しかし、薬師寺展の視察は、直ちには県政と関連性を肯定しがたいところ、証拠（丙13）によっても県政との関連性を認めることはできないし、補助参加人岩村も特別の説明をしていないのであるから、以上の諸点に照らせば、支出としての必要性、合理性を欠くものと言わざるを得ない。被告及び補助参加人岩村は、県営施設の運営や企画の参考とするために薬師寺展を視察したと主張するが、本件において

は被告らの主張を裏付けるに足る客観的な証拠は存しない。

したがって、上記薬師寺展入場料1500円及び上野・東京国立博物館の往復タクシー代1420円（甲1の8）は、本件使途基準に合致しない支出と認められる。

イ 砂防議連視察に係る支出について

(ア) 証拠（甲1の8、丙2の2）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 上記視察は、大規模な山腹工を実施し、緑化復元に取り組んでいる箇所を県外の先進的な砂防事業地として視察することを目的に、平成19年10月22日から23日の日程で行われた。

b 視察内容は、同月22日に県庁を出発し、足尾砂防えん堤・大畑沢緑の砂防ゾーン視察、日向砂防えん堤・稲荷川山腹工視察、日光東照宮拝観、同月23日には大薮山腹工視察、華厳の滝崩落対策工事を視察するものであった。

c 支出の内訳は、貸切バス代1万8750円、宿泊代1万4800円、昼食代（1日目）1186円、昼食代（2日目）1500円、有料道路・駐車料1377円、乗務員費用（宿泊）1714円、視察先への土産代788円、合計4万0115円であった。

(イ) 上記視察は、県の砂防事業政策立案にあたって情報や知見の収集をしたものであり、県政と関連性を有するから、上記支出は本件使途基準に概ね合致する。原告は、「領収書の添付様式」を見ても、本件使途基準に適した支出が明らかにはならず、このことから目的外使用が強く推認されると主張するが、上記支出に関する事実関係は上記のとおりであるから、原告の主張は採用できない。

しかしながら、上記視察には日光東照宮拝観が組み込まれているところ、この拝観は県の砂防事業政策立案と関連するとは考えがたく、証拠

(丙 1 3) によっても関連性が認められないし、補助参加人岩村も関連性について積極的な説明をしていない。

したがって、同拝観に対する支出 2 2 9 2 円 [4 万 0 1 1 5 円 ÷ 1 7 . 5 時間 (全体の視察時間) × 1 時間 (上記拝観の時間) ÷ 2 2 9 2 . 2 8 円] は、必要性、合理性を欠く支出として本件使途基準に合致しないものと認められる。

ウ 小括

よって、補助参加人岩村の支出については、5 2 1 2 円が本件使途基準に合致しない支出となる。

(5) 補助参加人澤野の支出について

ア 証拠 (甲 3 及び丙 3) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 補助参加人澤野は、平成 1 9 年 3 月 1 0 日、株式会社沢野広吉商店から、同社の事務室 (机、応接セット等を含む)、事務機器 (電話、ファクシミリ、コピー機他) を平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで、賃料月額 4 万円 (1 年分 4 8 万円) として、賃借した。

(イ) 同社の代表取締役は、上記賃貸借当時、補助参加人澤野の親族である澤野清子であった。

イ 上記 2, (3), ウのとおり、政務調査活動の拠点が自己又は親族が代表者を務める法人から借り受けた物件である場合やその住所が自己の住所地と同一の場所である場合には、使用対価に係る支出全額をもって本件使途基準に合致する支出とすることはできず、特段の事情がない限り、その半額に相当する額をもって政務調査活動に係る支出とするべきである。

本件では、前記前提事実及び上記アの事実のとおり、補助参加人澤野は親族が代表者を務める法人から借り受けた物件に対して事務所費を支

出しているから、賃貸借に係る支出全額が本件使途基準に合致するとはいえず、証拠（丙１４）によっても、上記特段の事情が立証されたとはいえず、また、補助参加人澤野もこの点について積極的な説明をしていない。以上の諸点に照らせば、本件使途基準に合致する支出額は年間賃料４８万円のうち半額である２４万円とするのが相当である。

ところで、補助参加人澤野は、年間２４万円の限度で事務所費を政務調査費に計上している。

ウ よって、補助参加人澤野の支出は、本件使途基準に合致する支出と認められる。

(6) 補助参加人桜井の支出について

ア 砂防事業先進地視察に係る支出について

(ア) 証拠（甲１の７及び丙１の１）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 上記視察は、大規模な山腹工を実施し、緑化復元に取り組んでいる箇所を県外の先進的な砂防事業地として視察することを目的に、平成１９年１０月２２日から２３日の日程で行われた。

b 視察内容は、同月２２日に県庁を出発し、足尾砂防えん堤・大畑沢緑の砂防ゾーン視察、日向砂防えん堤・稲荷川山腹工視察、日光東照宮拝観、同月２３日には大薮山腹工視察、華厳の滝崩落対策工事を視察するものであった。

c 支出の内訳は、貸切バス代１万８７５０円、宿泊代１万４８００円、昼食代（１日目）１１８６円、昼食代（２日目）１５００円、有料道路・駐車料１３７７円、乗務員費用（宿泊）１７１４円、視察先への土産代７８８円、合計４万０１１５円であった。

(イ) 上記視察は、県の砂防事業政策立案にあたって情報や知見の収集をしたものであり、県政と関連性を有するから、上記支出は本件使途基準に

概ね合致する。しかし、上記視察には日光東照宮拝観が組み込まれているところ、この拝観は県の砂防事業政策立案と関連するとは考えがたく、証拠（丙 15）によっても関連性が認められないし、補助参加人桜井も県政との関連性を積極的に説明していない。

したがって、同拝観に対する支出 2292 円 [4 万 0115 円 ÷ 17.5 時間 (全体の視察時間) × 1 時間 (上記拝観の時間) ÷ 2292.28 円] は、必要性、合理性を欠く支出として本件使途基準に合致しないというべきである。

イ 事務所費について

(ア) 証拠（甲 5 及び丙 4 の 2）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人桜井は、平成 19 年 4 月 1 日、株式会社マテックから、契約上の同社所在地と同一住所に存在する倉庫を、月額 8 万円（年間 96 万円）、期間を同日から平成 23 年 3 月 31 日として賃借した。

b 同社は、補助参加人桜井が平成 16 年から代表取締役を務める会社であった。

(イ) 上記 2、(3)、ウのとおり、政務調査活動の拠点が自己又は親族が代表者を務める法人から借り受けた物件である場合やその住所が自己の住所地と同一の場所である場合には、使用対価に係る支出全額をもって本件使途基準に合致する支出とすることはできず、特段の事情がない限り、その半額に相当する額をもって政務調査活動に係る支出とするべきである。本件では、上記事実のとおり、賃貸人である株式会社マテック代表取締役と補助参加人桜井とが上記賃貸借当時同一であったことが認められるから、賃貸借に係る支出全額が本件使途基準に合致するとはいえない。そして、証拠（丙 15）によっても、上記特段

の事情について立証できておらず、補助参加人桜井は積極的な説明をしていない。

したがって、上記のとおり、年間賃料96万円であるから、本件使途基準に合致する支出額はその半額の48万円であり、その余は本件使途基準に合致しない支出というべきである。

ウ 小括

よって、補助参加人桜井の支出については、48万2292円が本件使途基準に合致しない支出となる。

(7) 補助参加人齋藤の支出について

ア タイ王国進出企業、津波被害視察に係る支出について

(ア) 証拠（丙5）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 行程表によれば、上記視察は、平成19年6月4日から同月9日までの日程で行われた。

b 視察内容は、現地大学生との夕食会にはじまり、県内から進出した企業の工場見学、現地大学医療機関見学、プーケットにおける津波被害調査であった。

(イ) 上記bによれば、上記視察が県内企業振興政策、医療政策又は防災政策などに関する情報収集のために行われたものと認められるから、県政と関連性を有し、上記視察に係る支出は本件使途基準に合致する。

原告は、「領収書等の添付様式」を見ても、補助参加人齋藤がどこに行ったか、何を視察したのか、当該活動によってどのような成果があったのか不明であると主張するが、上記認定に照らせば、原告の主張には理由がない。

イ 東京都内水面局、環境省、魚野川の汚染問題に係る調査に係る支出について

証拠（甲1の11）及び弁論の全趣旨によれば、平成19年5月1日、

補助参加人齋藤は、ＪＲ越後湯沢駅からＪＲ東京駅までの交通費１万５
９６０円を支出したことが認められる。しかし、証拠（甲１の１１，丙
１６）によれば、補助参加人齋藤が全国の河川管理をしている団体から
河川汚染の事例について情報収集したと陳述しているところ、具体的に
何を収集したのかなどを裏付ける証拠はなく、県政との関連性を認める
ことができないから、支出としての必要性、合理性があるとはいえず、
上記支出１万５９６０円は本件使用基準に合致しない支出と認められ
る。

ウ 小括

よって、補助参加人齋藤の支出については、１万５９６０円が本件使
用基準に合致しない支出となる。

(8) 補助参加人村松の支出について

ア 証拠（甲８及び丙６）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認めら
れる。

(ア) 補助参加人村松は、平成１９年４月１日、越南郵便輸送株式会社か
ら、同社の社員及び施設設備を年額１８万円で使用するとの合意をし、
その旨記載した覚書を作成した。

(イ) 同社の代表取締役は、上記合意当時、補助参加人村松であった。

イ 上記２，(3)，ウのとおり、政務調査活動の拠点が自己又は親族が代表
者を務める法人から借り受けた物件である場合やその住所が自己の住所
地と同一の場所である場合には、使用対価に係る支出全額をもって本件
使用基準に合致する支出とすることはできず、特段の事情がない限り、
その半額に相当する額をもって政務調査活動に係る支出とするべきであ
る。本件では、補助参加人村松が越南郵便輸送株式会社の代表者を務め
ているところ、証拠（丙１７）によっても上記特段の事情を認めること
ができないから、同社からの上記使用料全額を本件使用基準に合致する

ものと認めることができず、使用料合計18万円の半分である9万円の限度で本件使途基準に合致する支出と認めるべきである。

ウ したがって、補助参加人村松の支出については、9万円が本件使途基準に合致しない支出と認められる。

(9) 補助参加人小島の支出について

ア 国際観光状況視察・調査に係る支出について

(ア) 証拠（甲1の14、丙18及び24）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は、平成19年5月18日及び19日の日程で、株式会社JTBの外国人訪日客専門部署であるJTBFITDを訪問し、外国人観光客の誘致に関する打ち合わせをした。

b 上記視察・調査に係る支出の内訳は、交通費が2万0540円であった。

c 補助参加人小島は、昭和45年から平成17年まで株式会社JTBに勤務し、同年に県産業労働観光部観光企画監に採用され、観光の交流人口拡大のための観光誘致・観光産業振興のための企画を立案していたが、その後平成19年に県議会議員となり、新潟県の観光産業振興を目的とした調査や企画を行っている。

(イ) 上記調査・視察は、県内に外国人観光客を誘致するために行われたと認めることができるところ、これは県政と関連性を有し、支出としての必要性、合理性を有し、上記調査・視察に係る支出は、本件使途基準に合致する。

原告は、調査・視察を裏付けるものがないと主張するが、収支報告書添付の領収書（甲1の14）や補助参加人小島自身の手帳（丙24）により、上記年月日に調査・視察を行ったことが裏付けられるから、同主張には理由がない。

イ 佐渡観光事情調査に係る支出について

(ア) 証拠（甲１の１４、丙１８及び２４）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は、平成１９年５月１９日及び２０日の日程で、同月２０日に開催される自転車イベント「佐渡ロングライド」の運営状況及び県内外の評価を調査するため、同月１９日に新潟に戻り、翌日同イベントを視察し、佐渡の観光協会関係者と面談をした。

b 上記視察・調査に係る支出の内訳は、交通費が１万１２５０円、宿泊費が２万円であった。

(イ) 上記調査・視察は、県内の観光産業促進政策に係る情報収集のためになされたものであると認められるところ、これは県政と関連性を有し、支出としての必要性、合理性を有し、上記調査・視察に係る支出は、本件用途基準に合致する。

原告は、５月１９日は東京で観光状況の視察・調査の旅行中であるから、同日の佐渡における視察・調査は不可能である旨主張するが、上記のとおり、佐渡における視察・調査を行ったのは同月２０日と認められるから、原告の主張には理由がない。

ウ 地域活性化対策先進地視察に係る支出

証拠（甲１の１４及び丙１８）及び弁論の全趣旨によれば、上記視察に係る支出の内訳は、交通費１万６６５０円、タクシー代が計１５６０円、有料道路通行料１５５０円であったことが認められる。しかし、補助参加人小島は巣鴨で調査をしたり、京王百貨店を訪れたと陳述しているが、同補助参加人が客観的な証拠として提出したスケジュール帳（丙１８及び２４）の平成１９年７月７日、同月８日の部分は全て黒塗りされており、ここからは、上記視察を行ったとする両日の日程は全く明らかにならず、上記支出について県政との関連性を認めることができない

し、補助参加人小島は、この点について上記陳述以上に積極的な説明をしていないから、以上の点に照らすと、上記支出1万9760円は必要性、合理性を欠き、本件使途基準に合致しないものと認められる。

エ 商業施設誘致のための基礎調査に係る支出

(ア) 証拠（甲1の14、丙18及び24）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は、平成19年7月20日上京し、ダイエーの新潟撤退跡地に東急ハンズ誘致の可能性を確かめるべく、東急ハンズ幹部と面談した。また、新潟市へのモノレール導入の可能性について調査すべく、日立製作所を訪問した。

b 上記訪問・調査に係る支出の内訳は、交通費・宿泊費2万8970円であった。

(イ) 上記訪問・視察は、県内の地域活性化政策や交通政策に係る情報収集のために行われたと認められるところ、これは県政と関連性を有し、支出としての必要性、合理性を有するから、上記訪問・視察に係る支出は、本件使途基準に合致する。

原告は、報告書等がなく、視察先も不明であると主張するが、上記のように、具体的な視察先が明らかにされている以上、原告の主張には理由がない。

オ 国際観光推進団体視察に係る支出

(ア) 証拠（甲1の14、丙18及び24）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は、平成19年7月24日上京し、日本旅行業協会（JATA）及び日本観光振興機構（JNTO）を訪問し、情報を収集した。

b 上記訪問・調査に係る支出の内訳は、交通費1万8520円であ

った。

- (イ) 上記訪問・視察は、県内の観光政策に係る情報収集のために行われたと認められるところ、これは県政と関連性を有し、支出としての必要性、合理性を有するので、上記訪問・視察に係る支出は、本件使用基準に合致する。

原告は、調査先や調査内容の報告書がなく、観光旅行にすぎないと主張するが、上記のとおり、具体的な視察先が明らかにされている以上、原告の主張には理由がない。

カ 世界遺産先進地事例調査研究に係る支出

- (ア) 証拠（甲１の１４、丙１８及び２４）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は、平成１９年８月１日上京し、ドイツ及びイギリスの世界遺産関係者への仲介者を訪ね、世界遺産登録について相談をした。

b 上記に係る支出の内訳は、交通費１万８５２０円、タクシー代計１３２０円であった。

- (イ) 上記仲介者への相談は、県内の観光政策に係る情報収集のために行われたものであると認められるところ、これは県政と関連性を有し、支出としての必要性、合理性を有するので、上記調査研究に係る支出は本件使用基準に合致する。

原告は、インタビューの内容が不明である上、インタビューであれば当然に作成すべき報告書又はレポートがないと主張しているが、インタビューをしたからといってそのインタビューの内容について、必ず報告書等を作成しなければならないものではないから、原告の主張には理由がない。

キ JTB本社への視察に係る支出

(ア) 証拠（甲１の１４，丙１８及び２４）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は，平成１９年８月８日上京し，新潟市へのモノレール導入の可能性について調査すべく，日立製作所を訪問した後，ＪＴＢ本社を訪問し，情報収集を行った。

b 上記視察に係る支出の内訳は，交通費・宿泊費２万２７００円であった。

(イ) 上記視察は，県内の観光政策や都市交通政策に係る情報収集のために行われたものと認められるところ，これは県政と関連性を有し，支出としての必要性，合理性を有するので，上記視察に係る支出は，本件用途基準に合致する。

原告は，県政のどのような政策課題からＪＴＢ本社への視察の必要性が生じたのか不明であり，本社の誰と面談してどのような調査を行ったのかも明らかでないと主張するが，上記のとおり，上記視察は県内の観光政策に係るものと認められるのであり，また，ＪＴＢ本社を訪問したことが認められる以上，本社の誰と面談したのかまで明らかにする必要性は乏しいから，原告の主張には理由がない。

ク ＪＯＣ視察研究に係る支出

(ア) 証拠（甲１の１４，丙１８及び２４）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は，平成１９年９月１３日上京し，翌１４日に県内に拠点を有する会社幹部と経済状況などについて情報交換を行い，その後ＪＯＣ幹部と北京オリンピックの前年で各国の事前合宿の誘致活動について基礎調査を行った。

b 上記視察研究に係る支出の内訳は，交通費・宿泊費２万３７６０円であった。



(イ) 上記視察研究は、県内の経済政策や観光政策に係る情報収集のために行われたものと認められるところ、これは県政と関連性を有し、支出としての必要性、合理性を有するので、上記視察研究に係る支出は、本件使途基準に合致する。

原告は、県政のどのような政策課題からＪＯＣへの視察の必要性が生じたのか不明であり、誰と面談してどのような研究を行ったのかも明らかでないと主張するが、上記のとおり、県内の経済政策や観光政策に係る情報収集のためになされたものであることが認められる以上、面談相手について逐一明らかにする必要性は認めがたいから、同主張には理由がない。

ケ ＪＴＢ出版事業会社に係る次年度観光動向調査に係る支出

証拠（甲１の１４及び丙１８）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人小島は、平成１９年１１月２日、交通費として２万０５２０円を支出したことが認められる。しかし、補助参加人はＪＴＢ出版事業会社を訪問したと陳述するところ、客観的な証拠（甲１の１４、丙１８及び２４）からは、上記調査を行った平成１９年１１月３日、同月４日の日程は明らかにはならないので、上記支出について県政との関連性を認めることができないし、補助参加人小島は、この点について上記供述以上に積極的な説明をしていないから、以上の点に照らすと、上記支出２万０５２０円は必要性、合理性を欠き、本件使途基準に合致しないものと認められる。

コ 大阪伝統文化研究に関する観光客誘致の実情視察に係る支出

証拠（甲１の１４、丙１８）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人小島は、平成１９年１１月１０日大阪に赴き、大阪市計画調整担当局長らの案内で文楽、落語を観覧したことが認められるところ、上記観覧内容からは県政との具体的な関連が明らかではない上、証拠（丙１８及び



24)によっても県政との関連性が認められず、補助参加人小島は積極的にこれを説明していないから、上記視察に係る支出は、支出としての必要性、合理性を欠く。

したがって、上記支出に係る3万9600円は本件使途基準に適合しないものと認められる。

サ 国交省観光部門への調査及び情報収集に係る支出

(ア) 証拠（甲1の14、丙18及び24）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は、平成19年11月30日、12月1日の日程で、同年11月30日上京し、国交省の観光部門担当者と意見交換をした。

b 上記調査に係る支出の内訳は、交通費・宿泊費2万7670円であった。

(イ) 上記調査は、県内の観光政策立案に係る情報収集のために行われたものと認められるところ、これは県政と関連性を有し、支出としての必要性、合理性を有するので、上記調査に係る支出は、本件使途基準に合致する。

原告は、平成19年12月1日は土曜日であるから、国交省は閉庁しているし、同省観光部門なる組織は存在しないから、具体的調査先が不明であると主張するが、上記のとおり、国交省の訪問は11月30日であるから原告の主張はその前提を欠くし、観光部門とは同省の観光を取扱う部署一般を指していると認められるから、原告の主張には理由がない。

シ 新潟県域経済状況に関する調査ヒアリングに係る支出

(ア) 証拠（甲1の14、丙18及び24）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は、平成19年12月21日上京し、日本銀行幹部（元新潟支店長）と面談し、日本経済や新潟などの地域経済に関する意見交換を行った。

b 上記調査ヒアリングに係る支出の内訳は、交通費2万4480円、タクシー代計3400円であった。

(イ) 上記調査ヒアリングは、県内の経済政策立案に係る情報収集のために行われたと認められるところ、これは県政と関連性を有し、支出としての必要性、合理性を有するから、上記調査・視察に係る支出は、本件用途基準に合致する。

原告は、調査先や調査内容が不明であると主張するが、上記のとおり、調査先及び調査内容が明らかになっているから、原告の主張には理由がない。

ス 北杜市視察に係る支出

(ア) 証拠（甲1の14、丙18及び24）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人小島は、平成20年3月25日、旧柿崎町と姉妹都市提携を結んでいる山梨県北杜市を視察し、同市には地域特性を生かした街づくりに成功した町があったことから、そこを訪問、見学した。訪問や見学の中で、同市市長や市議、市内企業関係者とも面談した。

b 上記視察に係る支出の内訳は、交通費（貸切バス個人負担分）2万0300円、宿泊費1万3500円、食事代1700円、視察先で購入した土産代5291円であった。

(イ) 上記視察は、県内の街づくり政策立案に係る情報収集のためになされたと認められるところ、これは県政と関連性を有し、支出としての必要性、合理性を有するので、上記調査に係る支出は、基本的に本件

使途基準に合致する。しかし、食事代及び視察先で購入した土産代については、本件証拠からは、食事が視察日程に組み込まれており、これと一体性を有しているという事情は窺うことはできないし、視察先で購入した土産の代金についても、証拠（甲１の１４）上、県政に関連するといった事情は認められないから、この点について補助参加人小島は積極的な説明をしていない以上、上記費用は支出としての必要性、合理性に欠け、本件使途基準に合致しないものと認められる。

(ウ) したがって、食事代及び土産代の合計６９９１円は本件使途基準に合致しない支出である。

セ 小括

よって、補助参加人小島の支出は、８万６８７１円が本件使途基準に合致しない支出である。

(10) 補助参加人小川の支出について

ア 新潟県長野県議会道路等整備問題両県議員連絡協議会実地調査に係る支出について

証拠（丙７の１）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人小川は、平成１９年９月１４日、新潟県長野県議会道路等整備問題両県議員連絡協議会の研修会に参加したこと、同研修会においては、国道４０５号線の整備促進、上信越自動車道４車線化、直江津港の利用促進を議題として行われたことが認められるところ、これらは県の道路政策や港湾政策に関連性を有するから、実地調査に関する上記支出は県政と関連性を有する支出として必要性、合理性が認められる。

原告は、収支報告書（甲１の１５）の記載からでは上記実地調査の目的や場所が明らかでないと主張するが、上記のとおり、上記調査の目的や場所は明らかにされているから、原告の主張には理由がない。

イ 糸魚川市外国人観光客招致促進等実行委員会現地調査・交流事業参加

に係る支出について

(ア) 証拠（丙 7 の 2）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 糸魚川市外国人観光客招致推進等実行委員会は、外国人観光客誘致による糸魚川市の交流人口の増加を図るため、県の糸魚川地域振興局の関与のもと組織された委員会であり、補助参加人小川もその設立に関与した。同委員会は、外国人観光客を誘致するため、スイスからの糸魚川ツアーを企画し、ビジネスチャンスなどを調査するため、平成 19 年 11 月 1 日から同月 8 日までスイスに赴いたが、補助参加人小川も、その一員としてスイスに赴いた。

b 補助参加人小川は、現地では、在スイス日本大使館の一等書記官らが出席する交流会に参加するとともに、チョコレート工場やチーズ工房などを見学した。

(イ) 以上の事実によれば、補助参加人小川は、県の振興局が推進する事業に関する現地調査に参加したことが認められるところ、これは県政との関連性を有し、支出としての必要性、合理性を否定することはできないから、上記現地調査に係る支出は本件用途基準に合致するものと認められる。

原告は、上記委員会の実態が不明であるし、仮に活動実態があるとしても、糸魚川市に外国人を誘致することは直接的には糸魚川市の市政に関係する事柄であり、県政との関連性は低い旨主張するが、上記認定の事実には照らせば、上記委員会には活動実態があると認められる上、上記のとおり、県政との関連性を否定することはできないから、原告の主張は採用することができない。また、原告は、上記現地調査は、調査とは名ばかりであり、その実態は「スイス 6 日間、名所とグルメを堪能するセレブな旅」であったと強く疑われる旨主張するが、

本件の事実関係は前記認定のとおりであるし、本件においては、原告の主張を認めるに足る客観的証拠もないから、原告の主張は採用できない。

ウ 平成19年度新潟県議会砂防事業促進事業研究会先進地視察に係る支出について

(ア) 証拠（甲1の15及び丙7の3）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 上記視察は、大規模な山腹工を実施し、緑化復元に取り組んでいる箇所を県外の先進的な砂防事業地として視察することを目的に、平成19年10月22日から23日の日程で行われた。

b 視察内容は、同月22日に県庁を出発し、足尾砂防えん堤・大畑沢緑の砂防ゾーン視察、日向砂防えん堤・稲荷川山腹工視察、日光東照宮拝観、同月23日には大薮山腹工視察、華厳の滝崩落対策工事を視察するものであった。

c 支出の内訳は、貸切バス代1万8750円、宿泊代1万4800円、昼食代（1日目）1186円、昼食代（2日目）1500円、有料道路・駐車料1377円、乗務員費用（宿泊）1714円、視察先への土産代788円、合計4万0115円であった。

(イ) 上記視察は、県の砂防事業政策立案にあたって情報や知見の収集をしたものであり、県政と関連性を有するから、上記支出は本件用途基準に概ね合致する。しかしながら、上記視察には日光東照宮拝観が組み込まれているところ、この拝観は県の砂防事業政策立案と関連するとは考えがたい。この点に関しては、証拠（丙19）によっても関連性が認められないし、補助参加人小川も関連性について積極的な説明をしていない。

したがって、同拝観に対する支出2292円〔4万0115円÷17.〕

5時間（全体の視察時間）×1時間（上記拝観の時間）＝2292.28円〕は、必要性、合理性を欠く支出として本件使途基準に合致しないものと認められる。

エ 新潟―福岡線定期航路運航調査に係る支出について

証拠（丙7の4）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人小川は、平成19年10月12日、新潟と福岡とを結ぶ航空便の継続運航を求める県議会決議がされたことを受け、直接継続運航を求めるべく、同年11月12日、福岡にある全日本運輸株式会社を訪問し、同社担当者と面会したことが認められるところ、同訪問は県の交通政策や観光政策等の県政に関連性を有すると認められるから、同訪問に係る支出は必要性、合理性を有し、本件使途基準に合致する。

原告は、収支報告書添付の領収書（甲1の15）の記載からでは、福岡へ行った目的や福岡で何を行ったのか明らかではなく、架空の支出ないしは水増し請求の可能性があると主張するが、本件においては原告の主張を裏付けるに足る客観的な証拠はなく、前記のとおり、新潟と福岡とを結ぶ航空便の継続運航を直接求めるべく福岡を訪問したことが認められるから、原告の主張には理由がない。

オ 小括

よって、補助参加人小川の支出については、2292円が本件使途基準に合致しない支出となる。

(11) 補助参加人尾身の支出について

ア 東京事務所の業務及び北区王子会館証券化の現地視察、総務省担当者より財政健全化法等の説明聴取、県職員らとの意見交換及び3月24日～3月26日東京事務所、参議院、総務省ほか視察調査に係る支出について

(ア) 証拠（丙8の1）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められ

る。

- a 補助参加人尾身は、平成20年3月24日から同月26日まで、補助参加人中原、同岩村と東京事務所ほかを視察するべく、東京に赴いた。同年3月24日午後には、参議院を訪問し、同職員から二院制の課題等について聴取を受け、参議院副議長と懇談、参議院予算委員会を傍聴した後、夜には県職員らと意見交換会を行った。
- b 同月25日午前は、東京事務所に赴き、東京事務所の業務や北区王子会館証券化の現況等について説明を受けた。午後は表参道・新潟館ネスパスに赴き、ネスパスにおける新潟物産展・催事などの取り組みや日本橋・にいがた館NICOプラザ#2の取り組みについて説明を受けた後、夜には国会議員秘書らとの意見交換会を行った。
- c 同月26日午前は参議院に赴き、総務省の担当職員から、財政健全化法等の説明を聴取し、午後は東京国立博物館において開催されていた薬師寺展を視察した。
- d 上記視察に要した支出の内訳は、一人当たり、タクシー代計4136円、各意見交換会費計9900円、視察先への土産代計3238円、薬師寺展入場料1500円、往復新幹線代及び宿泊代3万9915円であった。

(イ) 国会や関係官庁、県の出先機関を視察し、意見聴取等することは、県の政策立案に関する情報を収集することといえるから、県政との関連性を否定することはできない。しかし、薬師寺展を視察したことは、その内容からして直ちに県政と関連性を有するとは考えがたい上、証拠（丙20）によっても県政との関連性を認めることができず、また、補助参加人尾身はそれ以上に説明をしていないから、支出としての必要性、合理性を欠くものといわざるを得ない。

したがって、上記薬師寺展入場料1500円及び上野・東京国立博



物館の往復タクシー代１４２０円（甲１の１６）は、本件使途基準に合致しない支出と認められる。

イ モンゴル視察に係る支出について

(ア) 証拠（丙８の２）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 上記視察は、平成１９年８月１８日から同月２２日まで、１０年ぶりのモンゴルチャーター便就航や県経済同友会代表幹事がモンゴル国名誉領事に就任したことに併せて、官民による訪問団をモンゴルに派遣し、関係者との意見交換や現地視察を行い、今後の県との経済交流の可能性を探ることを目的に行われた。
- b 上記視察にあたっては、県副知事を団長とする訪問団が組織され、補助参加人尾身や同早川をはじめ、県内の首長や行政、企業、関係機関及び報道機関の各関係者３５名が参加した。
- c 上記視察においては、駐モンゴル日本大使館、ＪＩＣＡモンゴル事務所、モンゴル外務省、道路・運輸・観光省、産業・通商省、ウランバートル市の各訪問、企業視察、歴史ショー及びモンゴル国立民謡アンサブルコンサートの観覧を行った。なお、歴史ショー及びモンゴル国立民謡アンサブルコンサートの各観覧は、モンゴル政府が開催した記念事業であった。

(イ) 諸外国の都市等と経済を含めた交流を企図して、諸外国の関係官庁や企業を視察することは、県の産業政策や観光政策等の立案に関連性を有すると認められるから、上記視察に係る支出は本件使途基準に合致するというべきである。原告は、調査目的や、必要性、効果が分からないと主張するが、前記認定の事実を照らし、その主張は採用できない。上記歴史ショー及びモンゴル国立民謡アンサブルコンサートの各観覧は、上記ｃ記載の事実のとおり、モンゴル政府の開催した記念

事業で、かつ、訪問団の日程にも組み込まれていることが認められるのであり、相手側の歴史・文化を鑑賞し、知ることもその交流に資することは否定できないから、県政と関連性を否定することはできない。補助参加人早川が上記歴史ショーに係る支出を除外していることは上記判断を左右するものではない。

したがって、上記支出は本件用途基準に合致するものと認められる。
ウ 十日町市と国への要望会交通費財務省国交省他の視察に係る支出及び国会議員への地域高規格道路の要望及び意見交換に係る支出について

(ア) 前記前提事実並びに証拠（甲１の１６、丙８の３）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 意見交換を伴う要望を各省庁及び国会へするため、東京に赴き、平成１９年１０月１０日及び同年１１月２８日、交通費として各１万５１００円を支出した。
- b 平成２０年１月２４日、十日町市と国への要望を伝えるため、東京に赴き、ＪＲ代として１万３１８０円、タクシー代として９８０円を支出した。
- c 平成１９年１２月１１日、国会議員へ地域高規格道路の要望及び意見交換を行うため、東京に赴き、ＪＲ代として２万０１４０円、タクシー代として１３４０円を支出した。

(イ) 意見要望の詳細は明らかでないものの、関係各官庁や国会議員へ要望を伝え、情報を交換することなどは、県政一般について関連性を有することは否定できないから、上記支出は本件用途基準に合致するものと認められる。

この点について、原告は、目的地が同一であれば、要した交通費も同一であると考えられるのに、上記支出は全てが異なっているから目的外の支出であると主張するが、乗降車した場所により運賃

が異なるのは当然であるから、目的外支出であると認めることはできず、原告の主張には理由がない。

エ 小括

以上によれば、補助参加人尾身の支出については、2920円が本件使途基準に合致しない支出となる。

(12) 補助参加人中原の支出について

ア 証拠（丙9）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 補助参加人中原は、平成20年3月24日から同月26日まで、補助参加人尾身、同岩村と東京事務所ほかを視察するべく、東京に赴いた。同年3月24日午後には、参議院を訪問し、同職員から二院制の課題等について聴取を受け、参議院副議長と懇談、参議院予算委員会を傍聴した後、夜には県職員らと意見交換会を行った。

(イ) 同月25日午前中は東京事務所に赴き、東京事務所の業務や北区王子会館証券化の現況等について説明を受けた。午後は表参道・新潟館ネスパスに赴き、ネスパスにおける新潟物産展・催事などの取組みや日本橋・にいがた館NICOプラザ#2の取組みについて説明を受けた後、夜には国会議員秘書らとの意見交換会を行った。

(ウ) 同月26日午前には、参議院に赴き、総務省の担当職員から、財政健全化法等の説明を聴取し、午後は東京国立博物館において開催されていた薬師寺展を視察した。

(エ) 上記視察に要した支出の内訳は、一人当たり、タクシー代計4136円、各意見交換会費計9900円、視察先への土産代計3238円、薬師寺展入場料1500円、往復新幹線代及び宿泊代3万9915円であった。

イ 国会や関係官庁、県の出先機関を視察し、意見聴取等することは、県の政策立案に関する情報を収集することと認められ、県政との関連性を

否定することはできない。しかし、薬師寺展を視察したことは、その内容からして直ちに県政と関連性を有するとは考えがたい上、証拠からも県政との関連性を認めることはできない。補助参加人中原は県の総務文教委員会に長年所属していたことから、上記視察を必要としていた旨主張し、証拠（丙２１）においても同様の陳述をしているが、その後県の美術館や博物館の運営企画にどのような成果があったのか等について何ら説明しておらず、以上の諸点を総合すると、薬師寺展見学に関する費用は支出としての必要性、合理性を欠くものといわざるを得ない。

したがって、上記薬師寺展入場料１５００円及び上野・東京国立博物館の往復タクシー代１４２０円（甲１の１７）は、本件使途基準に合致しない支出と認められる。

ウ よって、補助参加人中原の支出については、２９２０円が本件使途基準に合致しない支出となる。

(13) 補助参加人早川の支出について

ア 証拠（丙８の２）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 上記視察は、平成１９年８月１８日から同月２２日まで、１０年ぶりのモンゴルチャーター便就航や県経済同友会代表幹事がモンゴル国名誉領事に就任したことに併せて、官民による訪問団をモンゴルに派遣し、関係者との意見交換や現地視察を行い、今後の県との経済交流の可能性を探ることを目的にして行われた。

(イ) 上記視察にあたっては、県副知事を団長とする訪問団が組織され、補助参加人早川や同尾身をはじめ、県内の首長や行政、企業、関係機関及び報道機関の各関係者３５名が参加した。

(ウ) 上記視察においては、駐モンゴル日本大使館、ＪＩＣＡモンゴル事務所、モンゴル外務省、道路・運輸・観光省、産業・通商省、ウランバートル市の各訪問、企業視察、歴史ショー及びモンゴル国立民謡ア

ンサブルコンサートの観覧を行った。なお、歴史ショー及びモンゴル国立民謡アンサブルコンサートの各観覧は、モンゴル政府が開催した記念事業であった。

(エ) 支出の内訳は、旅行費用（旅行費用、部屋代金、王の帰還、航空税等、燃油付加費、モンゴル査証代実費及び査証申請代行手数料）として計 29 万 2 4 2 0 円、附帯料金（ビジネスクラス利用代金及び海外旅行傷害保険）として計 6 万 9 5 0 0 円となっており、補助参加人早川は、そのうち歴史ショーである王の帰還及び海外旅行傷害保険を除いた金額を収支報告書に記載した。

イ 諸外国の都市等と経済を含めた交流を企図して、諸外国の関係官庁や企業を視察することは、県の産業政策や観光政策等の立案に関連性を有すると認められるから、上記視察に係る支出は本件使途基準に合致するというべきである。原告は、調査目的や、必要性、効果が分らないと主張するが、前記認定の事実によらし、その主張は採用できない。

なお、原告は、視察の内容、目的及び成果が明らかではなく、合理的理由もないのにビジネスクラスを使用していると主張するが、上記のとおり、上記視察の目的が県政と関連することが認められるし、ビジネスクラスを利用したことについて、これが特段不合理な支出であるという事情は認められないから、同主張には理由がない。

ウ 小括

したがって、上記支出は本件使途基準に合致するものと認められる。

3 まとめ

- (1) よって、被告補助参加人らの本件支出のうち、本件使途基準に合致しない支出は以下のとおりであり、下記記載被告補助参加人らは、法律上の原因がなく支出分の利得を受けたものというべきであり、県はこれにより同額の損失を受けているから、被告は、下記記載被告補助参加人らに対し、

不当利得返還請求権に基づき、下記記載の金額を請求すべき義務を負う。

ア 補助参加人小林 30万2292円

イ 補助参加人岩村 5212円

ウ 補助参加人桜井 48万2292円

エ 補助参加人齋藤 1万5960円

オ 補助参加人村松 9万円

カ 補助参加人小島 8万6871円

キ 補助参加人小川 2292円

ク 補助参加人尾身 2920円

ケ 補助参加人中原 2920円

- (2) なお、原告は、被告補助参加人らが違法に支出した政務調査費の返還とともにこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成21年5月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めている。しかし、不当利得返還債務は、期限の定めのない債務であって、履行の請求を受けたときから遅滞の責任を負うところ、被告が被告補助参加人らに対し、不当利得返還請求をしたと認めることはできないから、補助参加人らがその支払を遅滞しているとは認めることができない。したがって、被告に対し、上記被告補助参加人らに対して年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める原告の請求には理由がない。

第4 結論

以上より、原告の請求は、主文の限度で理由がある

新潟地方裁判所第一民事部



裁判長裁判官 三 浦 隆 志

裁判官 五 十 嵐 浩 介

裁判官 大 畑 朋 寛

別紙

当 事 者 目 録

新潟市中央区東中通一番町 8 6 番地 5 1 新潟東中通ビル 3 階 新潟中央法律事務所

原	告	新潟市民オンブズマン
同 代 表 者		齋 藤 裕
同 訴訟代理人弁護士		味 岡 申 宰
同		大 澤 理 尋
同		小 川 和 男
同		松 永 仁
同		小 淵 真 理 子
同		小 淵 真 史
同		内 山 晶
同		今 野 江 里 子
同		渡 邊 幹 仁
同		酒 井 龍

新潟市中央区新光町 4 番地 1

被	告	新潟県知事 泉田 裕彦
同 指 定 代 理 人		阿 部 竜 也
同		石 黒 和 幸
同		菊 地 玲 成
同		田 中 敏
同		山 坂 和 夫
同		吉 田 克 彦
同 訴訟代理人弁護士		古 川 兵 衛



同訴訟複代理人弁護士	船	崎	昌	幸
新潟県上越市西本町四丁目 1 1 番 8 号				
被 告 補 助 参 加 人	小	林	林	一
新潟県新発田市大手町四丁目 4 番地 9				
同	岩	村	良	一
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 3 6 1 6 番地				
同	澤	野		修
新潟県燕市小牧 5 4 6				
同	桜	井	甚	一
新潟県南魚沼市六日町 9 9 6 番地 3				
同	齋	藤	隆	景
新潟県上越市大島区大島 1 0 3 2 番地				
同	村	松	二	郎
新潟市中央区上近江三丁目 2 0 番 1 2 号一 7 0 6				
同	小	島		隆
新潟県糸魚川市横町二丁目 6 番地 2 0				
同	小	川	和	雄
新潟県十日町市高山乙 4 7 1 番地 1				
同	尾	身	孝	昭
新潟市西区内野町 1 3 3 3 番地				
同	中	原	八	一
新潟県見附市元町二丁目 1 番地 2				
同	早	川	吉	秀
上記 1 1 名訴訟代理人弁護士	神	崎	浩	昭
同	橋	爪	雄	彦
新潟市西区木場 1 8 8 0				



被告補助参加人	青木太一郎
新潟市北区葛塚5020 グランシャリオB	
同	石塚健
上記2名訴訟代理人弁護士	高島章

別紙

主 文 目 録

被告補助参加人名	認容額
小林林一	30万2292円
岩村良一	5212円
桜井甚一	48万2292円
齋藤隆景	1万5960円
村松二郎	9万円
小島隆	8万6871円
小川和雄	2292円
尾身孝昭	2920円
中原八一	2920円



別紙

補助参加に伴う費用目録

- 1 原告と別紙主文目録記載の各被告補助参加人らとの間に生じた費用について
これを4分し、その3を原告の、その余を各被告補助参加人らの負担とする。
- 2 原告とその余の各被告補助参加人らとの間に生じた費用について
原告の負担とする。

これは正本である。

平成 24 年 8 月 20 日

新潟地方裁判所第一民事部

裁判所書記官

藤 田

徹

